

令和8年度 国民健康保険税



あかかわももちゃん

国民健康保険税の算定方法

医療給付費分 ①+②+③…A	①所得割 (前年中の総所得金額等※1 - 基礎控除43万円※2) × 8.1%
	②均等割 23,000円 × 加入者数
	③平等割 1世帯あたり 21,000円
	Aの課税限度額 670,000円
後期高齢者支援金分 ④+⑤+⑥…B	④所得割 (前年中の総所得金額等※1 - 基礎控除43万円※2) × 2.6%
	⑤均等割 7,900円 × 加入者数
	⑥平等割 1世帯あたり 6,000円
	Bの課税限度額 260,000円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方) ⑦+⑧+⑨…C	⑦所得割 (前年中の総所得金額等※1 - 基礎控除43万円※2) × 1.7%
	⑧均等割 7,800円 × 加入者数
	⑨平等割 1世帯あたり 5,500円
	Cの課税限度額 170,000円
子ども・子育て支援金分 ⑩+⑪+⑫…D	⑩所得割 (前年中の総所得金額等※1 - 基礎控除43万円※2) × 0.3%
	⑪均等割 1,300円 × 加入者数(18歳以上) ※18歳未満0円
	⑫平等割 1世帯あたり 700円
	Dの課税限度額 30,000円

★ A・B・C・Dの合計額が年税額です。この額を分割して各納期限までに納めていただきます。

※1 総所得金額等とは、各収入から必要経費(給与所得控除額、公的年金等控除額など)を差し引いた所得の合計額で、社会保険料控除、扶養控除、医療費控除などの各種所得控除前の額です。

- ・分離課税される土地建物等の譲渡所得(特別控除後)、株式等に係る譲渡所得、配当所得も含まれます。
- ・事業専従者給与とは必要経費として控除されます。また、専従者給与がある場合は給与所得として計算します。
- ・遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付金等の非課税所得や退職所得は含みません。

※2 合計所得金額が2,400万円を超える場合は控除額が段階的に減り、2,500万円を超えると0円になります。

○納税義務者は世帯主

国民健康保険税は世帯主に課税されます。このため、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

○今年の1月2日以降に転入された方は

まず均等割と平等割を計算し、税額決定通知書を送らせていただきます。その後、1月1日にご住所があった市区町村に所得を照会し、所得状況を確認後、所得割のかかる方や軽減制度に該当される方には更正通知書等をお送りします。

○後期高齢者支援金分とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平にするため、平成20年4月に「後期高齢者医療制度」が創設されました。これに伴って、75歳未満の人は、この制度の財源の約4割を「後期高齢者支援金分」として負担することになりました。

○介護納付金分の計算について

年度途中で40歳になる方

40歳になった月(1日生まれの方は誕生月の前月)の分から、月割により課税されます。誕生月の翌月に介護納付

金分の額を通知します。

年度途中で65歳になる方

65歳になる月の前月までの分(1日生まれの方は誕生月の前々月までの分)をあらかじめ月割で計算し、年度末(3月末)までの納期に分けて納めることになります。

○子ども・子育て支援金分とは

国の少子化対策として子育て支援を拡充するため、高齢者を含むすべての世帯や企業が支援金を出し合う「子ども・子育て支援金制度」が令和8年4月に創設されました。これに伴って、国民健康保険税と合わせて「子ども・子育て支援金分」を納めていただくことになります。ただし、制度の趣旨から、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)については、均等割額が全額軽減されます。

○今年度中に75歳になられる方は

75歳になられると、国民健康保険や社会保険の資格がなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになります。誕生月から後期高齢者医療保険料がかかります。詳しくは、誕生日が近くなりましたら市民課からご案内します。

75歳になる月の前月までの分をあらかじめ計算していますので、後期高齢者医療保険料と二重にかかることはありません。

軽減制度

世帯主と国民健康保険の加入者(被保険者)の前年の所得(基礎控除前)が一定の基準以下の場合、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるための手続きは必要ありませんが、前年の所得を申告されていないと、該当されるかどうか判定することができません。所得がなかった方も申告をしてください。この軽減は、均等割・平等割についてのみ適用されます。また、国民健康保険税の軽減判定は、特定同一世帯所属者の所得と人数を含めて行います。

◆軽減判定所得

軽減割合	総所得金額等の基準
7割軽減	世帯主・擬制世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	世帯主・擬制世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、 43万円+31万円×被保険者数・特定同一世帯所属者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	世帯主・擬制世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、 43万円+57万円×被保険者数・特定同一世帯所属者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※軽減判定所得は次の特例を適用します。

- ・分離課税される土地建物等の譲渡所得は特別控除前の金額。
- ・事業所得で専従者控除がある場合は控除前の金額。また、専従者給与がある場合は含めず計算します。
- ・令和8年1月1日時点で65歳以上の方は、公的年金等に係る所得の範囲内で15万円を控除します。
- ・純損失の繰越控除額は、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」とは別に計算します。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、移行してからも継続して同じ世帯に属する方です。

※給与所得者等とは、給与収入が55万円を超える方や、公的年金収入が60万円(65歳未満)または125万円(65歳以上)を超える方をいいます。

○後期高齢者医療制度の創設に伴って ※申請は不要

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険加入者が1人となった世帯は、医療給付費分と後期高齢者支援金分と子ども子育て支援金分の平等割が5年間1/2軽減され、その後、引き続き3年間1/4軽減されます。なお、世帯主が変更となったときは適用されなくなります。

また、職場等の健康保険(国保組合除く)の加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、65歳から74歳までの被扶養者が新たに国保に加入する場合において、その被扶養者の所得割が全額減免、均等割と平等割が2年間1/2軽減となります。

※均等割と平等割について、7・5割軽減が適用されている場合、軽減になりません。また、平等割について旧被扶養者以外の方がいる場合、軽減になりません。

★未就学児の均等割の軽減について ※申請は不要

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児（令和8年度においては、令和2年4月2日以降生まれの被保険者）にかかる均等割が1／2軽減されます。7・5・2割軽減が適用されている世帯は、軽減後の額から1／2軽減されるようになります。

特別徴収（年金天引き）について

65歳以上75歳未満の世帯主で、次の①から④のすべてにあてはまる方は、国民健康保険税を年金からあらかじめ天引きして徴収させていただきます。特別徴収の対象となる年金は、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

所得の変動や被保険者の異動等により次の条件を満たさなくなった場合は、普通徴収（納付書または口座振替で納付する方法）に変更となることがあります。また、特別徴収を希望しない場合、申し出をされることにより、口座振替による納付に変更することができます。

- ①世帯主本人が国民健康保険の被保険者であること（世帯主の方が後期高齢者医療制度や勤務先の健康保険に加入している場合は対象となりません。）
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること
- ③特別徴収の対象となる公的年金の年間支給額が18万円以上であること
- ④介護保険料が特別徴収されていて、国民健康保険税と介護保険料の合計額が、各天引き月において特別徴収の対象となる基礎年金支給額の2分の1を超えないこと

※75歳になられる年度については、年金からの天引きはされず「普通徴収」となります。

納 期

○普通徴収

4月から翌年3月までの12か月分を8回に分けて、納付書か口座振替で納めていただきます。年度途中で世帯構成等に異動があったときは、異動の翌月に再計算をし、更正通知書等を送付させていただきます。

納め忘れの防止や、金融機関や市役所に毎回足を運んでいただく手間を省くため、口座振替のご利用をおすすめします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
－	－	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	－	－

○特別徴収

4月・6月・8月は前年度の国民健康保険税額の6分の1（令和7年度に特別徴収されていた方は、令和8年2月に天引きされた額と同額）を年金から仮徴収します。

6月に年額が決定されたら、年額から仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月に本徴収します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮徴収	－	仮徴収	－	仮徴収	－	本徴収	－	本徴収	－	本徴収	－

その他

○令和8年度の改正内容について

地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額について医療給付費分が66万円から67万円に引き上げられました。（後期高齢者支援金分、介護納付金分については改正なし） また、子ども子育て支援金分が創設されました。

また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行っています。

【 お問い合わせ先 】

課税の内容については

納付の相談については

税務課

市民税班

特別徴収班

☎（086）955－0951

☎（086）955－0950

非自発的失業者・産前産後軽減について

◆非自発的失業者軽減(倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方)

届出には雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、本人確認書類(マイナンバーカード等)をお持ちください。

要件 失業時点で65歳未満であって、次の離職理由コードに該当される方
※離職理由コードは雇用保険受給資格者証に記載されています。

○倒産・解雇など、事業主都合により離職した方(特定受給資格者)

離職理由コード:11, 12, 21, 22, 31, 32

○雇用期間満了などにより離職して失業給付を受ける方(特定理由離職者)

離職理由コード:23, 33, 34

該当されると

- 1 国民健康保険税を算定するときに、給与所得を本来の額の30%として計算します。
- 2 高額療養費などの所得区分の判定も、給与所得を本来の額の30%として算定します。
※給与所得以外の所得は本来の額で計算します。
また、同じ世帯のほかの加入者の所得も本来の額で計算します。
- 3 軽減期間は離職日の翌日から翌年度末までです。(軽減期間中に65歳になっても軽減を継続します。)

◆産前産後軽減

届出には母子健康手帳、本人確認書類(マイナンバーカード等)をお持ちください。

※出産後の届出は親子関係を明らかにする書類が必要になる場合があります。

要件 令和5年11月1日以降に出産した方、または出産予定の方

該当されると

- 1 所得割額と均等割額が減額されます。
- 2 軽減期間は出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月の4か月です。
※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。
※同じ世帯のほかの加入者は本来の額で計算します。

届出受付後に軽減処理を行うため、届出の時期によっては、軽減適用前で計算した納税通知書が届く場合があります。軽減決定後に改めて納税通知書を送付いたしますので、納期が到来する分は当初の納付書でお支払いをお願いします。納付した分が減額になる場合には、後日還付いたします。

社会保険等に変わったら～マイナ保険証の方も手続きが必要です！～

国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。手続きには、下記のものをご持参ください。社会保険等の資格取得日からは、国民健康保険を使用できません。使用した場合は、医療費を返還していただく場合があります。

なお、資格喪失手続きをされた月の翌月に国民健康保険税の額を再計算し、更正通知書等を送付させていただきます。

【手続きに必要なもの】

- ・新しく加入した社会保険等の保険の資格が確認できるもの(資格確認書や資格情報のお知らせ等)
- ・国民健康保険の資格確認書(発行されている人のみ) ・マイナンバーカード等の本人確認書類

【このページについてのお問い合わせ先】

本庁 市民課 国保年金班

☎ (086) 955-1113

赤坂支所 市民生活課

☎ (086) 957-2226

熊山支所 市民生活課

☎ (086) 995-1214

吉井支所 市民生活課

☎ (086) 954-1183